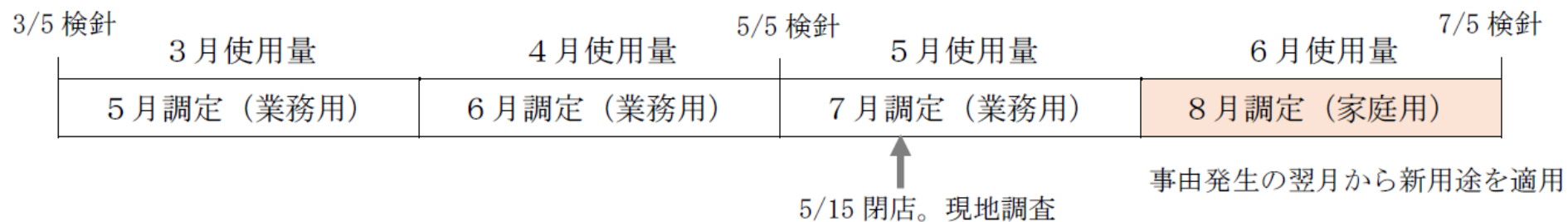


■ 新たな用途の適用例

宇和島地区（奇数月検針）、定例検針の基準日：5日

住居兼店舗を5月15日に閉店。「業務用」から「家庭用」への変更届が提出された場合

→ 6月使用量（8月調定）から、家庭用が適用されます。



参照 宇和島市水道事業給水条例 第28条 第2項

月の中途において、その用途に変更があった場合は、その翌月から変更した用途による料金を適用する。